

議案第40号

区議会提出議案に関する意見聴取

(令和7年度一般会計補正予算案(第1次)(教育委員会事務局所管分))

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和7年度一般会計補正予算案(第1次)(教育委員会事務局所管分)につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。



7 世財第 5 3 号  
令和 7 年 5 月 2 1 日

世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長  
保 坂 展 人

令和 7 年度一般会計補正予算案（第 1 次）（教育委員会事務局所管分）  
の意見聴取について

標記の件について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を聴取いたします。

記

1 件 名

(1) 令和 7 年度一般会計補正予算案（第 1 次）（教育委員会事務局所管分）

令和7年度

(2025年度)

# 世田谷区補正予算

一般会計(第1次)

令和7年度

(2025年度)

# 世田谷区補正予算

一般会計(第1次)

令和7年度世田谷区補正予算書

一般会計(第1次)

目次

令和7年度 世田谷区一般会計補正予算(第1次) .....	1頁
-------------------------------	----

# 一 般 会 計

## 議案第100号

### 令和7年度世田谷区一般会計補正予算（第1次）

令和7年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,921,107千円を追加し、歳入歳出それぞれ402,538,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の変更及び追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年6月3日提出

世田谷区長 保坂展人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 分担金及負担金		2,418,916	△1,326,851	1,092,065
	01 負担金	2,418,916	△1,326,851	1,092,065
12 使用料及手数料		6,912,031	△1,927	6,910,104
	01 使用料	5,637,047	△1,927	5,635,120
14 都支出金		38,897,570	3,237,545	42,135,115
	02 都補助金	18,484,253	3,237,545	21,721,798
17 繰入金		11,989,696	1,008,048	12,997,744
	01 基金繰入金	11,749,685	1,008,048	12,757,733
19 諸収入		10,855,401	4,292	10,859,693
	04 受託事業収入	1,877,813	57,950	1,935,763
	06 雑収入	5,363,822	△53,658	5,310,164
歳 入 合 計		399,617,117	2,921,107	402,538,224

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総 務 費		42,153,636	691,430	42,845,066
	01 総 務 管 理 費	23,058,274	26,639	23,084,913
	03 区 民 費	15,552,594	664,791	16,217,385
03 民 生 費		181,575,880	1,375,909	182,951,789
	01 社 会 福 祉 費	70,792,165	42,287	70,834,452
	02 児 童 福 祉 費	88,233,377	1,333,622	89,566,999
05 衛 生 費		10,109,327	841,888	10,951,215
	03 公 衆 衛 生 費	8,416,454	841,888	9,258,342
08 教 育 費		39,854,992	11,880	39,866,872
	01 教 育 総 務 費	11,118,770	11,880	11,130,650
	05 幼 稚 園 費	361,046	0	361,046
歳 出 合 計		399,617,117	2,921,107	402,538,224

令和7年度

(2025年度)

# 世田谷区補正予算説明書

一般会計(第1次)

## 令和7年度世田谷区補正予算説明書

## 一 般 会 計 (第1次)

## 目 次

一 般 会 計 .....	11 頁
<b>歳入歳出補正予算総括</b> .....	13
財政計画(第1次補正現在) .....	14
<b>I. 歳入歳出補正予算事項別明細書</b> .....	15
1. 総 括 .....	17
2. 歳 入 予 算 .....	23
第 11 款 分担金及負担金 .....	24
第 12 款 使用料及手数料 .....	26
第 14 款 都 支 出 金 .....	28
第 17 款 繰 入 金 .....	34
第 19 款 諸 収 入 .....	36
3. 歳 出 予 算 .....	41
第 2 款 総 務 費 .....	42
第 3 款 民 生 費 .....	46
第 5 款 衛 生 費 .....	52
第 8 款 教 育 費 .....	54
<b>II. 債務負担行為補正調書</b> .....	59
資 料 編 .....	63
歳出事業概要 .....	65

※ 歳入の細節番号及び歳出の項目番号は、当初予算書と同一の番号を用いて記載した。  
ただし、新規の歳入及び歳出については、新たな番号を用いて記載した。

# 一 般 会 計

## 歳入歳出補正予算総括

(単位：百万円)

## 財政計画（第1次補正現在）

区 分		年間収入 見込額	既計上額	今 次 計 上 額	今 後 計 上 予 定 額	
一 般 財 源	特別区税	特別区民税	139,505	139,505	0	0
		軽自動車税	387	387	0	0
		特別区たばこ税	4,612	4,612	0	0
		入湯税	9	9	0	0
		計	144,514	144,514	0	0
	地方譲与税		1,367	1,367	0	0
	利子割交付金		1,645	1,645	0	0
	配当割交付金		4,045	4,045	0	0
	株式等譲渡所得割 交 付 金		4,921	4,921	0	0
	地方消費税 交 付 金		23,946	23,946	0	0
	環境性能割 交 付 金		545	545	0	0
	特別区交付金	普通交付金	68,505	68,505	0	0
		特別交付金	4,000	4,000	0	0
		計	72,505	72,505	0	0
	繰越金	前年度繰越金	10,000	0	0	10,000
	その他		4,288	3,280	1,008	0
一般財源計		267,776	256,768	1,008	10,000	
特 定 財 源	国庫支出金		68,326	68,326	0	0
	都支出金		42,135	38,898	3,238	0
	特別区債		3,420	3,420	0	0
	その他		30,881	32,205	△1,324	0
	特定財源計		144,762	142,849	1,913	0
合 計		412,538	399,617	2,921	10,000	

注・各数値は、百万円未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

# I . 歲入歲出補正予算事項別明細書

# 1. 総括

(単位：千円)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書（第1次）

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
11 分担金及負担金	2,418,916	△1,326,851	1,092,065
12 使用料及手数料	6,912,031	△1,927	6,910,104
14 都支出金	38,897,570	3,237,545	42,135,115
17 繰入金	11,989,696	1,008,048	12,997,744
19 諸収入	10,855,401	4,292	10,859,693
歳入合計	399,617,117	2,921,107	402,538,224

(単位：千円)

(歳 出)							
款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	都支出金	その他	
02 総務費	42,153,636	691,430	42,845,066	0	313,682	0	377,748
03 民生費	181,575,880	1,375,909	182,951,789	0	2,917,867	△1,380,509	△161,449
05 衛生費	10,109,327	841,888	10,951,215	0	5,996	57,950	777,942
08 教育費	39,854,992	11,880	39,866,872	0	0	△1,927	13,807
<b>歳出合計</b>	<b>399,617,117</b>	<b>2,921,107</b>	<b>402,538,224</b>	<b>0</b>	<b>3,237,545</b>	<b>△1,324,486</b>	<b>1,008,048</b>

## 補 正 予 算 款 別

款	補正前の予算額	補正予算額	計
01 議 会 費	783,842	0	783,842
02 総 務 費	42,153,636	691,430	42,845,066
03 民 生 費	181,575,880	1,375,909	182,951,789
04 環 境 費	13,039,419	0	13,039,419
05 衛 生 費	10,109,327	841,888	10,951,215
06 産 業 経 済 費	2,461,678	0	2,461,678
07 土 木 費	35,547,156	0	35,547,156
08 教 育 費	39,854,992	11,880	39,866,872
09 職 員 費	64,916,784	0	64,916,784
10 公 債 費	8,530,294	0	8,530,294
11 諸 支 出 金	144,109	0	144,109
12 予 備 費	500,000	0	500,000
合 計	399,617,117	2,921,107	402,538,224

注・構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

(単位：千円)

## 計 上 額 (第1次)

構成比	合計額の性質別内訳			合計額の財源内訳			
	人件費	行政運営費	投資的経費	特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	都支出金	そ の 他	
0.2%	679,369	104,473	0	622	311	0	782,909
10.6%	181,404	34,054,139	8,609,523	424,577	4,212,881	6,557,842	31,649,766
45.4%	0	179,411,889	3,539,900	61,210,539	30,197,845	4,555,949	86,987,456
3.2%	0	12,897,454	141,965	500	5,000	1,977,210	11,056,709
2.7%	0	10,845,215	106,000	1,703,262	699,772	334,153	8,214,028
0.6%	7,380	2,396,669	57,629	0	330,140	28,193	2,103,345
8.8%	0	13,119,470	22,427,686	2,966,911	2,913,275	15,688,843	13,978,127
9.9%	11,556	27,489,202	12,366,114	1,600,260	2,546,514	3,290,951	32,429,147
16.1%	64,916,784	0	0	419,353	1,229,377	1,723,490	61,544,564
2.1%	0	8,530,294	0	0	0	0	8,530,294
0.0%	0	144,109	0	0	0	144,109	0
0.1%	0	500,000	0	0	0	0	500,000
100.0%	65,796,493	289,492,914	47,248,817	68,326,024	42,135,115	34,300,740	257,776,345

## 2. 歳 入 予 算

## (款) 12 使用料及手数料

款				
	項	補正前の額	補正額	計
	目			
12	使用料及手数料	6,912,031	△ 1,927	6,910,104
	01 使用料	5,637,047	△ 1,927	5,635,120
	06 教育使用料	596,363	△ 1,927	594,436

(単位 : 千円)

節			
区分	金額	説明	
02 幼稚園	△ 1,927	1 幼稚園保育料の補正 (教育委員会事務局) 充当事業 : 区立幼稚園維持運営・P57	△ 1,927

### 3. 歳 出 予 算

## (款) 08 教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	
08	教育費		39,854,992	11,880	39,866,872	特定財源	△1,927
						(財源内訳)	
						使用料	△1,927
						一般財源	13,807
01	教育総務費		11,118,770	11,880	11,130,650	一般財源	11,880
	03	教育指導費	3,094,546	11,880	3,106,426	一般財源	11,880

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
08 旅費	5,787	1 教育指導関係運営費の補正 11,880
10 需用費	60	24 小中学生の国際交流 (教育委員会事務局) 11,880
11 役務費	64	
12 委託料	5,969	

## (款) 08 教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	
	05	幼稚園費	361,046	0	361,046	特定財源	△1,927
						(財源内訳)	
						使用料	△1,927
						一般財源	1,927
	01	幼稚園管理費	351,403	0	351,403	特定財源	△1,927
						(財源内訳)	
						使用料	△1,927
						一般財源	1,927

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
		1 区立幼稚園維持運営費の補正 2 区立幼稚園維持運営 (教育委員会事務局) 財源更正 (使用料及手数料 △1,927、一般財源 1,927)

資 料 編

事業名		内 容	補正額	特定財源																					
(5)	保育運営事業 (子ども・若者部)	<p>東京都の施策と連動した認可保育園等における第1子保育料(0～2歳児クラス)の無償化、認可外保育施設等利用者に対する保育料補助等の拡充、並びに副食費等の無償化の実施</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる施設・事業</th> <th>対象世帯</th> <th>無償化・補助拡充の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 等</td> <td>0～2歳児クラスの 住民税課税世帯</td> <td>全額無償化</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児クラスの 住民税課税世帯</td> <td>副食費等の無償化 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認可外保育施設</td> <td>0～2歳児クラスの世帯</td> <td>月額上限80,000円 ※1</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児クラスの世帯</td> <td>月額上限80,000円 ※1, 2</td> </tr> <tr> <td>未就園児の定期的な預 かり事業</td> <td>全ての世帯</td> <td>日額上限3,000円 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期利用保育事業</td> <td>0～2歳児クラスの世帯</td> <td>月額上限50,000円 ※2</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児クラスの世帯</td> <td>月額上限41,000円 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 区の支援策による拡充あり ※2 副食費等の無償化分を含めた拡充</p> <p>&lt;区の支援策による拡充&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園等 3～5歳児の課税世帯における副食費等の無償化の拡充</li> <li>・認可外保育施設 施設種別や保育の必要性認定の有無に応じて、保育料の補助を拡充 例: 認証保育所・保育認定あり、0～2歳児の場合 月額上限 67,000円→月額上限 80,000円</li> <li>・未就園児の定期的な預かり事業 すべての世帯において、補助金額を日額3,000円に統一</li> <li>・定期利用保育事業 0～2歳児の世帯における第1子以降の保育料の補助を拡充 月額上限 42,000円→月額上限 50,000円 3～5歳児の世帯における第1子以降の保育料の補助を拡充 月額上限 37,000円→月額上限 41,000円</li> </ul>	対象となる施設・事業	対象世帯	無償化・補助拡充の範囲	・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 等	0～2歳児クラスの 住民税課税世帯	全額無償化	3～5歳児クラスの 住民税課税世帯	副食費等の無償化 ※1	認可外保育施設	0～2歳児クラスの世帯	月額上限80,000円 ※1	3～5歳児クラスの世帯	月額上限80,000円 ※1, 2	未就園児の定期的な預 かり事業	全ての世帯	日額上限3,000円 ※1	定期利用保育事業	0～2歳児クラスの世帯	月額上限50,000円 ※2	3～5歳児クラスの世帯	月額上限41,000円 ※2	13,294	13,294
対象となる施設・事業	対象世帯		無償化・補助拡充の範囲																						
・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 等	0～2歳児クラスの 住民税課税世帯		全額無償化																						
	3～5歳児クラスの 住民税課税世帯		副食費等の無償化 ※1																						
認可外保育施設	0～2歳児クラスの世帯		月額上限80,000円 ※1																						
	3～5歳児クラスの世帯		月額上限80,000円 ※1, 2																						
未就園児の定期的な預 かり事業	全ての世帯		日額上限3,000円 ※1																						
定期利用保育事業	0～2歳児クラスの世帯		月額上限50,000円 ※2																						
	3～5歳児クラスの世帯		月額上限41,000円 ※2																						
(6)	区立保育園運営 (子ども・若者部)		0	△ 113,665																					
(7)	私立保育園運営 (子ども・若者部)		152,126	589,583																					
(8)	認定こども園運営 (子ども・若者部)		59,244	36,914																					
(9)	特定地域型保育事業 (子ども・若者部)		62,443	97,496																					
(10)	保育料負担軽減補助 (子ども・若者部)		762,635	619,338																					
(11)	私立幼稚園指導助成 (子ども・若者部)		928	928																					
(12)	私立幼稚園施設型 給付 (子ども・若者部)		6,166	105																					
(13)	私立幼稚園での未 就園児の定期的な 預かり事業の推進 (子ども・若者部)	5,845	5,845																						
(14)	認可保育施設等の 一時預かり事業の 推進 (子ども・若者部)	4,855	4,855																						
(15)	認可外保育施設の 一時預かり事業の 推進 (子ども・若者部)	1,695	1,688																						
(16)	区立幼稚園維持運 営 (教育委員会事務局)	0	△ 1,927																						

事業名	内 容	補正額	特定財源												
<b>2. その他事業費の補正</b>		<b>1,092,472</b>	<b>57,453</b>												
(1)	世田谷地域出張所 改修 (世田谷総合支所)	4,395	0												
<p>・三軒茶屋駅周辺における公共施設移転に係る実施設計 &lt;主な移転施設・スケジュール等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移転施設</th> <th>現在地 → 移転先</th> <th>移転(閉鎖)時期 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太子堂出張所</td> <td>太子堂複合施設1階 → キャロットタワー3階</td> <td>令和9年1月</td> </tr> <tr> <td>太子堂まちづくりセンター、太子堂あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会太子堂地区事務局</td> <td>太子堂複合施設2階 → 太子堂複合施設1階</td> <td>令和9年4月</td> </tr> <tr> <td>キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口</td> <td>キャロットタワー2階 → 閉鎖</td> <td>令和8年3月</td> </tr> </tbody> </table>		移転施設	現在地 → 移転先	移転(閉鎖)時期 (予定)	太子堂出張所	太子堂複合施設1階 → キャロットタワー3階	令和9年1月	太子堂まちづくりセンター、太子堂あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会太子堂地区事務局	太子堂複合施設2階 → 太子堂複合施設1階	令和9年4月	キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口	キャロットタワー2階 → 閉鎖	令和8年3月		
移転施設	現在地 → 移転先	移転(閉鎖)時期 (予定)													
太子堂出張所	太子堂複合施設1階 → キャロットタワー3階	令和9年1月													
太子堂まちづくりセンター、太子堂あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会太子堂地区事務局	太子堂複合施設2階 → 太子堂複合施設1階	令和9年4月													
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口	キャロットタワー2階 → 閉鎖	令和8年3月													
(2)	文化施設保全 (生活文化政策部)	249,031	0												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活工房ギャラリー</td> <td>キャロットタワー3階 → キャロットタワー2階</td> <td>令和9年1月</td> </tr> <tr> <td>市民活動コーナー (文化生活情報センター生活工房内)</td> <td>キャロットタワー3階 → 閉鎖(※)</td> <td>令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>クロッシングせたがや</td> <td>キャロットタワー2階 → 太子堂複合施設2階</td> <td>令和9年度中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本庁舎等における区民利用・交流拠点施設(令和8年度開設予定)の利用を促す</p> <p>・文化生活情報センター(キャロットタワー高層棟)改修に係る実施設計・工事</p>		生活工房ギャラリー	キャロットタワー3階 → キャロットタワー2階	令和9年1月	市民活動コーナー (文化生活情報センター生活工房内)	キャロットタワー3階 → 閉鎖(※)	令和8年3月	クロッシングせたがや	キャロットタワー2階 → 太子堂複合施設2階	令和9年度中					
生活工房ギャラリー	キャロットタワー3階 → キャロットタワー2階	令和9年1月													
市民活動コーナー (文化生活情報センター生活工房内)	キャロットタワー3階 → 閉鎖(※)	令和8年3月													
クロッシングせたがや	キャロットタワー2階 → 太子堂複合施設2階	令和9年度中													
(3)	保育園改修 (子ども・若者部)	2,073	0												
(仮称)弦巻統合保育園等整備に係る実施設計費の増															
(4)	高齢者新型コロナ 予防接種 (世田谷保健所)	821,093	57,453												
<p>高齢者新型コロナウイルスワクチン接種費用 &lt;対象者&gt; ・65歳以上の方 ・60歳～64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方 &lt;自己負担額&gt; 3,500円 &lt;接種場所&gt; 指定医療機関 &lt;実施期間&gt; 令和7年10月1日～令和8年3月31日</p>															
(5)	姉妹都市等交流の 充実 (生活文化政策部)	4,000	0												
(6)	小中学生の国際交 流 (教育委員会事務局)	11,880	0												
区立中学生派遣事業のためのポर्टランド市訪問及び実地踏査															